

新型コロナウイルス感染症関連情報

① 広報 あさひまち

令和3年2月1日号

③

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

町民の皆さまへ 新型コロナウイルス感染防止のお願い

町内において、新型コロナウイルスの感染が拡大している傾向にあります。

感染された方の一日も早い回復をお祈りいたしますとともに、町民の皆さまには、感染された方や御家族、濃厚接触者の方などが、差別や偏見、中傷などにさらされることのないよう冷静な対応をお願いいたします。

感染拡大を防止するため、3密の回避やマスクの着用、身体的距離の確保、こまめな手洗いや手指消毒などの『新しい生活様式』の実践、感染リスクが高まる『5つの場面』の回避など、引き続き徹底くださるようお願いいたします。

また、緊急事態宣言の対象区域や感染拡大地域への不要不急の移動については、控えてくださるようお願いいたします。

感染の拡大傾向を受け、町では町有施設の一部休館やイベントの中止等の対応を取っておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

最後になりますが、感染拡大を防ぐためには、町民お一人お一人の行動が大変重要となりますので、引き続き感染拡大の防止に御理解と御協力をお願いいたします。

令和3年2月1日

朝日町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 朝日町長 鈴木 浩幸

役場に来庁される方へのお願い

役場に来庁された際は、手指消毒と役場1階に設置してあるサーマルカメラ（遠赤外線検知センサー）で、体温を確認してから、窓口へお越しください。

なお、37.5度以上の発熱のある方は、近くの職員までお申し出ください。

また、各課の窓口にて、非接触型の体温計を使用し体温を測定します。ご理解とご協力の程、よろしくお祈りいたします。

▶問合せ先

総務課 総務係 ☎67-2111

国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金支給について

朝日町健康保険または山形県後期高齢者医療の被保険者で、給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われて働くことができず、給与の支払いを受けられなかった方に、傷病手当金を支給します。

なお、支給を受けるためには申請が必要です。申請を希望する場合は、必ず電話で事前に連絡をお願いします。

▶対象者（次の3つの条件をすべて満たす方）

- ①朝日町国民健康保険または山形県後期高齢者医療の被保険者で、給与等の支払いを受けている
- ②新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため仕事ができなくなった
- ③給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払いされている

▶支給対象期間

就労することができなくなった日から起算して、3

日を経過した日（4日目）から就労することができない期間のうち、就労を予定していた日

▶支給額

日額（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×2/3×支給対象日数

▶適用期間

令和2年1月1日～令和3年3月31日の間で療養のため就労することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）

▶申請について

申請書は、事業主や医療機関（医療機関を受診した場合のみ）が記入する欄があります。申請を希望する方は、必ず事前に電話で相談してください。

▶問合せ先

健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116

感染症対策としてのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方や、その疑いのある方などが家庭にいる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の「ごみの捨て方」に沿って、「ごみに直接接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

▶ごみの捨て方

- ①ごみ箱にごみ袋をかぶせません。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしぼって封をしましょう。



- ②マスク等のごみに直接接触することがないようにしっかりしばります。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- ③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



・「ごみの捨て方」に沿っていただくことにより、家族だけでなく、皆さまが出したごみを扱う廃棄物処理事業者やクリーンセンターの職員にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
・ごみを捨てる際は、ルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、「ごみの捨て方」を参考に、「ごみに直接接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

町有施設の臨時休館について

町内で新型コロナウイルス感染症が拡大している状況に伴い、下記の町有施設を休館とします。ご理解とご協力の程、よろしくお願ひします。

施設名	休館期間	問合せ先
開発センター	1月28日(木) ～ 2月10日(水)	総務課 財務係 ☎67-2111
創遊館、西部公民館、秋葉山交遊館		教育文化課 生涯学習係 ☎67-2118 西部公民館 ☎67-2208 秋葉山交遊館 ☎68-2111
屋内体育施設 (町民体育館、健康増進センター、北部体育館) 屋外体育施設 (緑が丘グラウンド、西部地区総合運動場、秋葉山グラウンド)		
町立図書館		教育文化課 生涯学習係 ☎67-2118
子育て支援センター		健康福祉課 福祉子育て係 ☎67-2132

イベント及び研修会等の中止について

町内で新型コロナウイルス感染症が拡大している状況に伴い、下記イベント等は中止となります。ご理解の程、よろしくお願ひします。

イベント・研修会名及び開催予定日	内容	問合せ先
スキー場まつり：2月7日(日)	中止	総合産業課 商工観光係 ☎67-2113
子育て研修会：2月2日(火)		健康福祉課 福祉子育て係 ☎67-2132 子育て支援センターあさひ ☎67-2268
こども相談：2月5日(金) ※成長及び発達等に心配のある方は、個別に対応しますので、ご連絡ください。		健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116

申告相談における新型コロナウイルス感染症予防対策について

○地区の申告相談は、以下の感染症予防対策をとりながら、予定どおり行います

- ①職員及び来場者のマスク着用
- ②控室、会場に手指消毒剤の設置
- ③相談場所にアクリル板を設置
- ④相談者ごとに、相談場所の消毒及び職員の手指消毒
- ⑤会場内の常時換気
- ⑥控室の増設
- ⑦順番待ちの方に対して、電話呼び出しの対応
(携帯電話番号を確認し、順番が近づいたら電話しますので、車内等での待機が可能です)

○感染症予防対策のため、以下の点にご協力をお願いします

- ①来場前に検温し、発熱している方や体調不良の方は来場をご遠慮ください。地区の日に申告できない場合、予備日等に申告いただくか、予備日も難しい場合は電話等で相談してください。
- ②来場の際は、必ずマスクを着用してください。
- ③申告相談の際は、来場者全員、受付簿に記名をお願いします。また、希望者には電話呼び出しを行いますので、受付簿に携帯電話番号も記入してください。控室の混雑を避けるため、可能な方は、電話呼び出しによる車内等での待機に協力をお願いします。
- ④相談時間短縮のため、事業所得の収支計算や、医療費の明細書作成など、事前に集計してください。

○申告相談の予備日（全地区対象日）は、完全電話予約制とします

▶予備日

3月7日(日)、11日(水)、12日(木)、13日(金)
※予備日の申告を希望される方は、事前に電話予約を行い、決まった時間にお越しください。
混雑緩和のため、ご協力をお願いします。

▶予約電話番号及び対応時間

☎67-2107

月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○税の申告書は郵送でも受付します

申告書は、郵送でも受付しています。自分で申告書を記入し、郵送してください。

▶確定申告の方…所得税の納付や還付がある方

確定申告書を税務署へ郵送してください。申告書用紙は税務署窓口で受け取るか、国税庁ホームページからダウンロードしてください。また、e-tax（電子申告）による申告も可能です。

▶町県民税申告の方…所得税の納付や還付がない方

町県民税申告書を税務町民課に郵送してください。申告書用紙は役場税務町民課窓口でお渡しします。また、希望者には郵送しますので、必要な場合は電話ください。

▶どちらの申告になるかわからない方

税務町民課まで問合わせください。状況等を聞き取り、該当と思われる申告書用紙を送付します。

▶問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107

町公共交通機関の利用について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公共交通機関を利用の際は、マスク着用と手指消毒に協力をお願いします。

なお、車内は消毒・換気を十分に行い運行しています。安全安心運行のため、ご理解をお願いします。

▶デマンドタクシー

37.5度以上の発熱や風邪症状のある方は、乗車を不可とします。予約時に体温の確認を行いますので、必ず予約前に検温をお願いします。

▶朝日町・山形市間直行バス、寒河江市・朝日町間直行バス

37.5度以上の発熱や風邪症状のある方は、乗車を不可とします。

▶問合せ先

政策推進課 地域振興係 ☎67-2112